

第2回魚沼市地域クラブ活動推進委員会

(全体進行：米山管理指導主事)

<次第>

- 1 開会のあいさつ 松田 光正 委員長 (3')
樋口 健一 教育長 (3')
- 2 議事 議長：委員長
 - (1) 報告(質疑含む)
 - ① 地域クラブをめぐる国の動向から (5')【資料1】
 - ② R7実施報告 (5')【別冊資料】
 - ③ R7収支(予定) (5')【資料2】
 - ④ 視察対応等 (5')【資料3】
 - (2) 協議(説明・質疑)
 - ① R7実施計画 (5'+10')【ガイド】
 - ② R7収支計画 (5'+5')【資料4】
- ※ 協議の時間目安：(説明時間+協議時間)
- (3) その他
- 3 連絡等
- 4 閉会のあいさつ 星野 正人 副委員長 (3')

令和8年3月26日(木)19:00~20:00
魚沼市役所 本庁舎 301 会議室

令和 7 年度魚沼市地域クラブ活動推進委員

No.	役職等	氏 名	備 考
1	アドバイザー・上村医院理事長	上村 伯人	スポーツドクター
2	魚沼市スポーツ協会会長	松田 光正	
3	魚沼市文化協会会長	星野 正人	
4	エンジョイスポーツクラブ魚沼マネジャー	星 俊寛	総合型スポーツクラブ
5	魚沼市スポーツ少年団本部長	八木 勲	
6	魚沼市PTA連絡協議会会長	関 善博	堀之内中PTA会長
7	魚沼市PTA連絡協議会副会長	佐藤 志緒美	湯之谷中PTA副会長 湯之谷地区母親代表
8	魚沼市中学校体育連盟会長	小林 貴英	堀之内中校長
9	魚沼市中学校体育連盟事務局	角山 泰章	堀之内中教諭
10	中越吹奏楽連盟顧問	佐藤 孝子	広神中前校長
11	魚沼市教育委員会教育長	樋口 健一	

令和 7 年度魚沼市地域クラブ活動推進委員会事務局

No.	役職等	氏 名	備 考
1	魚沼市スポーツ協会事務局	榎本 康子	
2	魚沼市文化協会事務局	瀬沼 潤子	
3	魚沼市教育委員会事務局長	大塚 宣男	
4	同 生涯学習課長	青柳 洋介	
5	同 生涯学習課社会体育係長	佐藤 充	
6	同 生涯学習課社会教育係長	坂大 聡	
7	同 学校教育課長	岡部 忍	
8	同 学校教育課管理指導主事	米山 智	
9	同 学校教育課職員	風間 松司	
10	同 学校教育課職員	青柳 真弓	
11	同 学校教育課指導主事	柳沢 学	

【地域クラブの認定要件（案）】の具体的な確認事項 ※赤字：達成、黄マーカー：未達成

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

- 生徒※1の自主的・主体的な参加による活動※2であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を学べることを目指した活動であること
- 市町村等が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。なお、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めることは認められない。
- 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること※3
- ※1 中学校等の生徒を主な対象とするが、小学生や学校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。
- ※2 児童・生徒へのアンケート調査や生徒によるワークショップ、生徒による活動目標・活動計画の話し合いなど生徒のニーズや意見等が反映される仕組みを設けるとともに、生徒のニーズに応じた多種多様なプログラムを提供することが課待される。
- ※3 部活動の地域展開は、障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを理念としており、そのことを十分に踏まえて対応すること。

- ② スポーツ庁・文化庁が定めるガイドラインに沿った適切な活動時間や休養日が設定されていること

- 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週当たり2日以上以上の休養日を設け、1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、休日は3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること※1
- 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること
- ※1 例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも1日以上以上の休養日を設ける。ただし、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動時間が11（時間及度の範囲内に収まり、かつ、週当たり2日以上以上の休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ土日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。

- ③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

- 国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

- ④ 適切な指導の実施体制が確保されていること

- 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴言・暴力、ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること※1
- 市町村等が定める研修を受講し、市町村等に登録された指導人材が活動に携わること※2
- 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が活動に携わること※3
- ※1 日本版 DBS の活用を含めて、指導人材による不適切行為の防止を徹底。

※2 研修の項目、指導人材の登録の仕組みなどについては、別紙2-1を参照。

※3 複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合には、市町村等の職員・コーディネーターや運営団体の職員等による地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言等の不適切な行為の防止を図ること。

⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること

- 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること
- 市町村等、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、**事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化**していること
- 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い事故発生時の対応を適切に行うこと
- **参加者及び指導人材が自身の怪我等を保障する保険や個人賠償責任保険に加入**していること

⑥ 適切な運営体制が確保されていること

- 地域クラブ活動の実施主体等※1において、少なくとも、次の内容を含む**規約等を作成・公表**していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること※2
 - ・ 団体の目的
 - ・ 役員（代表、副代表、会計、**監事**※3）の選任・解任に関すること
 - ・ 総会の運営など団体の意思決定に関すること
 - ・ 会員の入退会、参加費等に関すること
 - ・ 予算・決算の審議・承認に関すること
 - **公正かつ適切な会計処理**が行われ、透明性を確保するために**関係者に対する情報開示**が適切に行われていること
 - 営利を主たる目的とせずに運営すること※4
 - 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること
- ※1 運営団体・実施主体を全体として評価し、実質的に適切な運営体制が確保されていれば差し支えない。
- ※2 日本スポーツ協会の総合型地域スポーツクラブ登録制度の登録クラブの場合には、確認事項の一部を満たしていると判断することも考えられる。
- ※3 団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。地域の実情等により**役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。**
- ※4 地域クラブ活動の実施主体等が、非営利団体義特定非営利活動法人、一般・公益社団法人、一般・公益財団法人など組織構成員に利益を分配しない団体）ではなく、個人事業主や株式会社等の場合には、例えば、当該地域クラブ活動に係る収支計画書の提出を求め、参加費等の金額、人件費、諸謝金の単価等を確認し、営利を主たる目的としたものではないことを確認することが考えられる。なお、市町村等が運営団体・実施主体となり地域クラブ活動を実施する場合において、市町村等が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合は、本確認事項は適用しない。

⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

- 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等※1を生徒の在籍する中学校等と共有すること
 - **生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること**※2
 - 市町村等が学校と連携して**生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと**
 - 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する育師等による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市町村等や学校との必要な連絡調整を行うこと
- ※1 平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存している場合などには、平日と休日の活動の一貫指導の観点も含む。
- ※2 **地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくことが必要**になると考えられる。

【地域クラブ指導者の要件（案）】のイメージ

1. 目的

この指導者登録制度は、認定地域クラブ活動において、指導者による暴言・暴力、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切行為の防止等を徹底し、認定地域クラブ活動に参加する生徒が安全・安心に活動に取り組めるよう、指導者が認定地域クラブ活動で指導を行うために必要となる登録や研修等に関する基準を示すものである。

2. 定義

本制度に基づき、市町村等が定める研修を受講し、市町村等に登録された指導者を「認定地域クラブ活動指導者」と呼ぶものとする。

3. 研修

指導者登録に当たって、市町村等が定める研修は、以下の内容に基づき定めることが考えられる。

(1) 対象となる研修（研修実施者）

- ① 市町村等が自ら行う研修
- ② 当該市町村が所在する都道府県が行う研修
- ③ 認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体が行う研修
- ④ 市町村等が認めたスポーツ・文化芸術団体、大学等が行う研修

(2) 研修の内容・実施方法

研修内容については、「地域クラブ活動指導者に求められる資質・能力例及び研修メニュー例（イメージ案）」をもとに、市町村等において具体的な内容を定めることが考えられる。

研修の実施に当たっては、対面方式のみならず、オンライン方式も積極的に活用して、一定課間ごと（例えば年1回等）に実施することが考えられる。なお、認定地域クラブ活動指導者自身が日常的・継続的に学び続けられるようオンデマンド方式による研修環境を整備することや、夏季に入る前の時期に熱中症予防に関する研修を行うこと、近隣地域等において事件・事故が起きた際にそれに対応した防止研修等を行うことも考えられる。

4. 登録要件

次の全ての要件を満たす者を、市町村等において、認定地域クラブ活動指導者として登録する。

- (1) 中学生年代を対象とした地域クラブ活動で指導することを理解し、そのために必要な資質・能力を備えた者であること。具体的には、上記3.の市町村等が定める研修を受講した者であること。
- (2) 暴言・暴力、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約した者
- (3) 以下のいずれにも該当しない者
 - ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
 - ③ 過去に、暴言・暴力、ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

5. 登録手続等

- (1) 認定地域クラブ活動指導者としての登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、市町村等に対して登録申請書及び上記4.（1）の誓約書義以下「登録申請書等」という。）を提出するものとする。
- (2) 市町村等は、登録申請書等の内容を確認し、要件を満たしている場合には、登録申請者に対して研修の受講案内を行い、研修の受講確認期、認定地域クラブ活動指導者としての登録を行うものとする。なお、上記3.（1）②～④のとおり、都道府県等が研修を行う場合には、当該都道府県等において、登録申請者の研修受講の確認期、市町村等に対して報告を行うものとする。

- (3) 登録申請者が所属する運営団体・実施主体が決まっている場合には、運営団体・実施主体を通じて、登録申請者から市町村等に対する登録申請書等の提出を行うことや、市町村等から登録申請者に対する研修の受講案内等を行うことも考えられる。
- (4) 認定地域クラブ活動指導者は、登録事項等に変更があった場合には、速やかに市町村等に報告するものとする。

6. 有効期間

登録の有効期間は、最長4年間（登録の効力の発生日の属する年度の翌々年度末義登録の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の有効期間の満了の日の属する年度の翌々年度末）の範囲内で、地域の実情に応じて市町村等において設定する。

7. 経過措置

地域クラブ活動に関する認定制度（イメージ案）の3.（5）に記載の経過措置を参照 ※R8又は10年度末

8. 不適切行為への対応

(1) 禁止される不適切行為

- ① 認定地域クラブ活動指導者は、認定地域クラブ活動の実施に関連して、暴言・暴力・ハラスメント（性暴力等含む）、いじめ、無視等の行為を行ってはならない。
- ② 上記のほか、暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等となること又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係等を有することを含め、各種法令違反等の行為や指導者としての地位の濫用等を行ってはならない。

(2) 不適切行為への対応

- ① 認定地域クラブ活動指導者による不適切行為の事案が生じた場合には、認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、当該指導者及び被害等を受けた参加生徒その他の関係者から事案の事実確認等を行い、市町村等に報告すること。なお、報告を受けた市町村等において、必要に応じて、改めて事案の事実確認等を行うことも考えられる。
- ② 上記のほか、市町村等に設置された通報・相談窓口等において、事案の事実確認等を行うことも考えられる。
- ③ 市町村等においては、報告等により把握・確認した事実関係等に基づき、適切に、認定地域クラブ活動指導者に対する注意、登録取消等の措置を講ずるものとする。

地域クラブ活動指導者に求められる資質・能力例及び研修メニュー例（イメージ案）

項目	地域クラブ活動指導者に求められる資質・能力例	研修メニュー例
①総論・制度	部活動の地域展開・地域クラブ活動に関する基本的な考え方や仕組みを理解している。	部活動の地域展開の理念や地域クラブ活動の在り方（認定地域クラブ活動の活動方針等含む）
②基本姿勢・服務規律	指導者としての倫理観・責任感等を有し、参加生徒の人権を尊重しながら、公正に指導を行うことができる。	生徒の人格を傷つける暴言・暴力・ハラスメント（性暴力等含む）の防止
		生徒や保護者等の信頼を損なうような行為の禁止
		生徒同士による暴言・暴力・いじめ等の防止（適切な集団づくりなど）
③生徒への指導	生徒の発達段階や多様な実情等に配慮した上で、生徒と十分にコミュニケーションを図りながら、適切な指導を行うことができる。	中学校段階の生徒の特徴や配慮事項等
		生徒の発達段階に応じた科学的な指導（適切な休養、効率的・効果的なトレーニングの実施等）
		生徒とコミュニケーションを十分に図った上での指導
		女子生徒の健康課題や障害のある生徒等への配慮
④安全管理・事故対応等	生徒が安全・安心な環境の下で活動ができるようにするとともに、事故等が発生した場合の現場対応を適切に行うことができる。	生徒に対する安全・障害予防に関する知識・技能の指導
		事故防止（施設・設備・用具の点検や活動時における安全対策等）
		事故等が発生した際の現場対応（応急手当、関係機関への連絡等）
⑤保護者や学校との連携	保護者と円滑にコミュニケーションを図るとともに、参加生徒が在籍する中学校等と連携を適切に行うことができる。	保護者との連絡調整等
		生徒が在籍する中学校等との連携

令和7年度魚沼市地域クラブ活動収支（予定）

I. 収入

費目	種 別	決 算 額	割 合
収 入	都 道 府 県 委 託 料	11,986,300	63.6%
	ス ポ ー ツ ・ 文 化 庁 費	11,986,300	63.6%
	都 道 府 県 単 費	0	0.0%
	市 区 町 村 費	4,324,160	23.0%
	地 域 団 体 等 自 己 負 担	0	0.0%
	受 益 者 負 担	2,524,900	13.4%
	そ の 他 収 入	0	0.0%
総 計		18,835,360	

II. 支出

費目	種 別	決 算 額	割 合
支 出	ク ラ ブ 運 営 費 (Co人件費、印刷製本費)	1,494,760	7.9%
	ク ラ ブ 活 動 費 (指 導 者 謝 金 ・ 保 険 料)	17,299,950	91.8%
	そ の 他 (手 数 料 等)	40,650	0.2%
総 計		18,835,360	

- ・ スポーツ庁「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」（補助率：国 1 / 2）
 - ・ 文化庁 「文化庁活動改革（部活動の地域移行に向けた実証事業）」（補助率：国 1 / 2）
- ※実績報告（提出済）審査後、補助金交付予定

令和 7 年度龍ヶ崎市議会総務教育委員会行政視察質問事項への回答

R7.10.9(木)新潟県魚沼市

地域移行への準備体制に関する事項

【総括コーディネーターについて】

＜Q1＞関係団体・学校等との連絡調整・指導助言等を行う「総括コーディネーター」の役割を担う指導主事は、どのような経歴や資格を持つ方なのでしょうか。

＜A1＞令和 4 年度末(R5.3.31)で市内中学校（魚沼市立堀之内中学校）を定年退職した元中学校長（中学校校長会長・市中体連会長）

＜Q2＞令和 5 年度の「実証事業成果報告書」では、「・・・将来的にスポーツ協会・文化協会が事務局業務を担えるよう、業務内容の整理と各協会事務局の人的体制整備を進めていく」とありますが、そうなった場合、総括コーディネーターはどのような関わり方をしていくのでしょうか。

＜A2＞総括コーディネーターは、日常的に各地域クラブと連絡調整を行い、地域クラブの運営や活動に対する支援、指導及び学校、保護者、児童・生徒等への情報提供が主たる役割となっており、事務局構成が変わっても関わり方は同じと考えています。

運営体制に関する事項

【地域クラブについて】

＜Q3＞地域クラブの指導者は、部活動全体で何人くらいいますか。また、指導者の質をどのように担保していますか。

＜A3＞各地域クラブには、代表 1 名、指導員 1～2 名、指導補助員 1～2 名、事務局 1 名（兼任可）を置くことと、活動は指導員と指導補助員を合わせて 2 名以上で行うことをお願いしています。指導者研修会は年に 2 回ほど開催しています。

※各地域クラブ指導員、指導補助員の人数

No	地域クラブ名	種目等	指導員	指導補助員	備考
1	Spring Box	陸上競技	7	1	
2	WHITE PHOENIX	男子バスケットボール	4	0	
3	魚沼RISE	男子バスケットボール	6	8	
4	魚沼BRUINS	女子バスケットボール	1	2	
5	AMBITIONS	女子バスケットボール	1	2	
6	魚沼JBC	軟式野球	4	1	
7	魚沼米笑娘VBC	女子バレーボール	4	3	
8	魚沼JSTC	ソフトテニス	6	6	
9	うおぬまJTC	卓球	10	0	
10	魚沼市柔道連盟	柔道	4	0	
11	魚沼剣道クラブ	剣道	4	2	
12	魚沼ジュニアクロカン	クロスカントリースキー	7	0	
13	魚沼ジュニアアルペン	アルペンスキー	7	6	
14	魚沼ジュニアプラス	吹奏楽	2	4	
15	魚沼JCC	合唱	2	3	

〈Q4〉移行後の地域クラブ活動に対し、市はどのような関わり方をしていますか。また、学校と地域クラブとはどのように連携を取っていますか。

＜A4＞現在の地域クラブは学校に設置されていた部活動種目を地域クラブ化したもので市が直接運営しています。学校と地域クラブは、地域クラブ担当教員と地域クラブ事務局で連携を取っています。また、総括コーディネーターが毎月行われる市内中学校長会に参加し、情報提供等を行っています。

〈Q5〉学校の管理下を離れた際、部活動中の事故・怪我への対応など、安全管理体制はどのようになっていますか(安全管理マニュアル等がありますか)。

＜A5＞地域クラブの活動は必ず指導者等が2名以上で行うこととしています。緊急時の対応は、事務説明会等で繰り返し伝えています。(別紙「緊急対応のころえ」参照)

【運営協力団体について(実証事業成果報告書より)】

〈Q6〉令和5年度の成果報告書における運営体制図には「運営協力団体(大学・企業チーム等)」の記載がありますが、どのような関わり方をしたのでしょうか。また、令和6年度の体制図にはその記載がありませんが、今後何らかの形で関わるのでしょうか。

＜A7＞当該の運営体制図は、令和5年度における新潟県の部活動地域移行全体の関係を表したものです。当市の体制図は4ページに記載のものです。

生徒・保護者に関する事項

【生徒の参加実態について】

〈Q7〉全生徒(もしくは部活動に在籍している生徒)のうち、地域クラブに参加している生徒の割合はどのくらいですか。

＜A7＞(別紙一覧表参照)

〈Q8〉「学校での部活動には参加しているが、地域クラブには不参加」という生徒がいる場合、支障や混乱は生じていませんか(例:大会参加への有利・不利など)。

＜A8＞平日、休日を一体的に地域移行してきたため、「学校での部活動には参加しているが、地域クラブには不参加」という生徒はほとんどいません。ソフトテニスと卓球の一部に該当の生徒はいましたが、大会参加は部活動で行ったため支障はありませんでした。

【保護者への対応について】

〈Q9〉保護者に対して理解を得るための取組(説明など)は、どのように進めていますか。

＜A9＞広報紙で随時情報提供を行いました(令和5年度6回、令和6年度8回、令和7年度8月まで4回)。また、市内の部活動と地域クラブ活動を紹介するパンフレットを作成し、小学校5年生から中学校2年生の全児童生徒に配布しました。説明会は各部活動内で行ってもらい、要請により総括コーディネーターが参加して直接説明を行いました(吹奏楽、陸上競技)。令和6年8月に魚沼市PTA連絡協議会の研修会として、東京学芸大学副学長 鈴木聡氏、新潟県保健体育課部活動改革担当副参事 桑原文博氏をお招きし、総括コーディネーターとのパネルディスカッション形式での説明会も行いました。(令和6年度報告書参照)

〈Q10〉入会費や月会費が必要となるものについて、保護者からの意見はありましたか。また、それに関して、市で何らかの対応(低所得世帯への補助等)を取っていますか。

〈A10〉受益者負担は、毎月 1,000 円(年額 12,000 円)としており、他の会費(地域クラブによって必要な用具代等)の設定は各地域クラブが行います。会費等に関する苦情等はこれまでのところありません。

学校への影響に関する事項

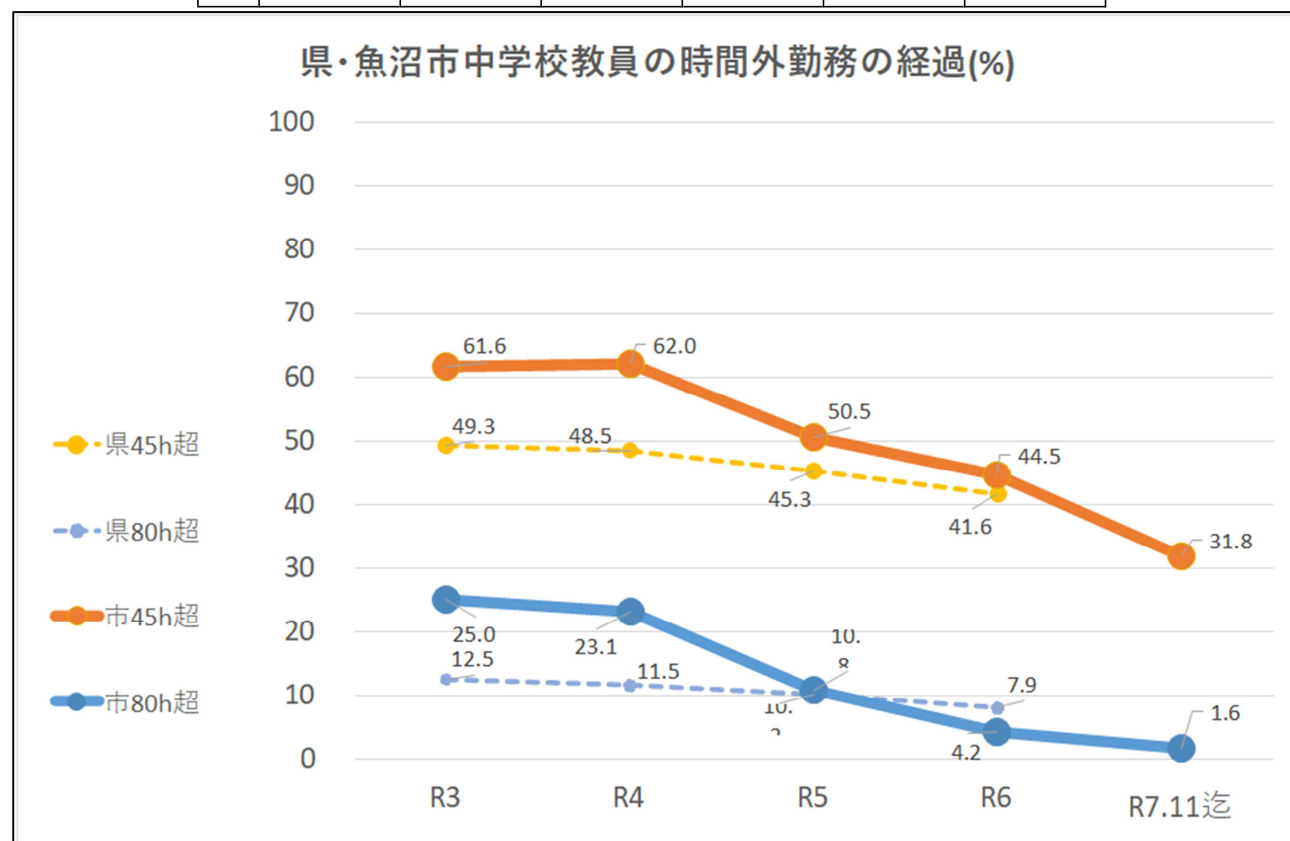
【教員の負担について】

〈Q11〉部活動の地域移行に伴い、教員の超過勤務時間はどのように推移していますか(どの程度、負担の軽減に繋がっていますか)。

〈A11〉アンケートや聞き取り等から、「部活動の負担が他市町村に比べて大変少なくありがたい」等の声は寄せられています。時間外勤務状況の推移は下記のようになっています。

新潟県・魚沼市の時間外勤務の経過(%)

		R3	R4	R5	R6	R7.11迄
新潟県	県45h超	49.3	48.5	45.3	41.6	
	県80h超	12.5	11.5	10.2	7.9	
魚沼市	市45h超	61.6	62.0	50.5	44.5	31.8
	市80h超	25.0	23.1	10.8	4.2	1.6



埼玉県小川町行政視察資料

R7.10.21(火)

魚沼市教育委員会事務局

1 魚沼市部活動地域移行（展開）について

(1) 主な経過

年	学校・地域クラブ	関係団体	市教委	国、県、中体連他
元年	部活動指導員 5 人 生徒 943 人・53 部		市部活動検討委員会①	
2 年	10 人 軟式野球、バレーボールは部員不足のため合同チームで大会参加		②、③	【県】部活動改革検討委員会
3 年	14 人		④、⑤、⑥	
4 年	16 人 総合教育会議において部活動地域移行の方向性を協議 生徒 790 人・44 部	スポ協、スポ少、文協加盟団体向け説明会	⑦、⑧、⑨	【国】ガイドライン 【県】地域クラブ活動手引き
5 年	27 人 生徒 796 人・40 部 魚沼 JBC 発足（軟式野球）	市地域クラブ活動推進委員会①、②	総括コーディネーター配置	【県】部活動改革担当副参事配置 【中体連】地域クラブの大会参加
6 年	18 人 4 月：バスケットボール(2)、バレーボール、卓球、柔道、剣道、クロカン、アルペン 7 月：バスケットボール(2) 生徒 725 人・25 部	広報紙発行（全 6 号） R6 地域クラブ活動パンフレット発行	【国】実証事業参加（スポーツ）	【国】実証事業参加（スポーツ）
7 年	15 人 4 月：ソフトテニス、吹奏楽、合唱 8 月：陸上競技 生徒 692 人・20 部	広報紙発行 R7 地域クラブ活動パンフレット発行	③、④、⑤	【県】部活動改革検討委員会出席 【国】ガイドライン改定
8 年	0 人 生徒 678 人・0 部 地域クラブ化完了（予定）		⑥、⑦、⑧	【国】実証事業参加（スポーツ・文化） 【国】実証事業参加予定（スポーツ・文化）

(2) 進め方

- ・ 国の方針は、R5～7年度の改革推進期間を「休日の地域移行」と位置付けているが、平日と休日を分けることによる生徒の混乱、大会参加等への支障、学校部活動が廃部になる前に地域移行を完了したいこと、等の理由から、平日、休日为一体とした地域移行を基本方針に決定
- ・ 部活動に参加している生徒が活動を継続できるよう、市内の学校に設置されている種目から地域移行を実施
- ・ R5年度段階では、スポーツ協会、総合型スポーツクラブ、文化協会等に委託できないため、スポーツ少年団の指導者等に個別に依頼

(3) 成果や課題

- 各団体や地域指導者と繰り返し協議をした結果、協力者の輪が広がり、ほとんどの部活動を地域移行することができた。
- 各地域クラブの活動場所を各学校、市有施設等にうまく振り分けることができた。
- △ 活動場所への移動に対して、現状では支援が困難
- △ 各地域クラブとのやり取りはメールが基本となるため、地域クラブによってはやり取りが円滑に進まないことがある。

2 責任主体とコーディネーター

(1) 責任主体

- ・ 現在は市教育委員会（最終的には、スポーツ協会等に委託したいと考えている。）

(2) コーディネーター

- ・ R5年度より、総括コーディネーターを配置
- ・ R5.3.31で市内中学校を退職した中学校長（市中学校長会長・市中体連会長）

3 財源、費用負担等

(1) 事業運営に係る財源

- ・ 国の実証事業を活用
- ・ R5、6年度：国、県、市各 1/3
- ・ R7年度：国、市各 1/2
- ・ R8年度：国、県、市の負担割合は未定

(2) 企業からの寄付金

- ・ R8年度からの受け入れを目指して準備中

(3) 保護者（受益者）負担

- ・ 月額 1,000 円（年額 12,000 円）

(4) 困窮家庭に対する手立て

- ・ 就学援助の対象全世帯に、R6年度からクラブ活動費の名目で年間 12,000 円支給
- ・ 「好きなこと・得意なことに取り組む」「学校の活動外のことへの挑戦する」「社会性を育む」機会となるよう、地域クラブへの参加の有無は問わないこととした。

4 大会参加について

- (1) 中体連大会
 - ・ 各地域クラブで中体連に参加認定を受けた上で参加
 - ・ 吹奏楽、合唱もコンクールに参加
- (2) 生徒の引率
 - ・ 各地域クラブの指導者
- (3) 交通手段
 - ・ 市保有スクールバス、借り上げバス等
- (4) 費用負担
 - ・ 公式大会、コンクールの参加費、交通費、宿泊費（県外）は市が全額負担

5 連携等

- (1) 指導者の人材確保
 - ・ 各団体に個別に依頼
- (2) 学校との連携
 - ・ 各学校に地域クラブの窓口となる教員を配置するよう依頼
（地域クラブの説明、入会希望者の取り次ぎ等）
- (3) 指導者確保の工夫
 - ・ 関係者との打合せによる情報収集
 - ・ 指導者同士のネットワーク

6 保護者対応等

- (1) 保護者の理解
 - ・ 広報紙の発行（小5から中3対象、年間6～8回）
 - ・ 当初は、性急な地域移行に不安の声が見られたが、地域移行の必要性や予定を繰り返し説明し理解を図ってきた。
- (2) 説明会等
 - ・ 当初は各部活動ごとに顧問から生徒、保護者に説明
 - ・ 希望によって総括コーディネーターが説明（吹奏楽、陸上）
 - ・ R6.8.3(土)市PTA連絡協議会の研修会としてパネルディスカッションを実施
パネリスト 東京学芸大学 副学長・教授 鈴木聡氏
新潟県教育庁保健体育課部活動改革担当副参事 桑原文博氏
魚沼市教育委員会事務局学校教育課指導主事 柳沢 学

7 今後の取組、展開、展望

- ① 部活動種目の地域移行完了
（安全対策、地域クラブ・指導者要件の整備、謝金支払いの円滑化等）
- ② 中学生が参加する社会教育団体の地域クラブ化
- ③ 市民が自発的に発足させた団体の地域クラブ化

令和 8 年度魚沼市地域クラブ活動収支計画

I. 収入

費目	種 別	決 算 額	割 合
収 入	都 道 府 県 委 託 料	20,004,000	84.1%
	ス ポ ー ツ ・ 文 化 庁 費	20,004,000	84.1%
	都 道 府 県 単 費	0	0.0%
	市 区 町 村 費	0	0.0%
	地 域 団 体 等 自 己 負 担	0	0.0%
	受 益 者 負 担	3,780,000	15.9%
	そ の 他 収 入	0	0.0%
総 計		23,784,000	

II. 支出

費目	種 別	決 算 額	割 合
支 出	ク ラ ブ 運 営 費 (Co人件費、印刷製本費)	3,872,000	16.3%
	ク ラ ブ 活 動 費 (指 導 者 謝 金 ・ 保 険 料)	19,872,000	83.6%
	そ の 他 (手 数 料 等)	40,000	0.2%
総 計		23,784,000	

- ・ 令和 8 年度地方スポーツ振興費補助金及び文化芸術振興費補助金（部活動の地域展開等推進事業 補助率 10 / 10）申請

2 謝金内訳

担当	日	活動 1 回の時間(目安)	週当り回数	年間活動週	1 回当り金額	合計
指導者 A	平日	2 時間	2 回	48 週	3,200 円	307,200 円
	休日	3 時間	1 回		4,800 円	230,400 円
指導者 B	平日	2 時間	2 回		2,000 円	192,000 円
	休日	3 時間	1 回		3,000 円	144,000 円
事務局	－	3 時間	1 回		3,000 円	144,000 円
					年間予算	1,017,600 円

・ 陸上、野球、ソフトテニス、卓球、柔道は、活動実態を考慮し、指導員・指導補助員を各 2 名分、吹奏楽は各 3 名分計上



※本資料に記載の内容のうち、令和8年度当初予算案に計上されている事業内容等については、令和8年度当初予算案の国会審議等の状況により変更が及び得ます。

事業概要

公募要領 P.1
取組事項 P.1-2

実施の流れ

運動部活動の地域展開等推進事業(休日の地域クラブ活動費等の支援、地方公共団体の体制整備等、平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応及び中学校における部活動指導員の配置支援)

- i 休日の地域クラブ活動費等の支援(国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3)※
- ii 地方公共団体の体制整備等(国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3)※
- iii 平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応(補助割合: 国10/10)
- iv 中学校における部活動指導員の配置支援(補助割合: 国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3)※

一体的に執行

※都道府県又は指定都市が実施主体の場合は国1/3、都道府県・指定都市2/3



運動部活動の地域展開等推進事業(経済的困難世帯の生徒への参加費等の支援)

- v 経済的困難世帯の生徒への参加費等の支援(補助割合: 国1/2、指定都市・市区町村: 1/2)※

※都道府県が実施主体の場合は国1/2、都道府県1/2



魚沼市地域クラブ活動推進委員会設置要綱

令和 5 年 6 月 14 日
教育委員会告示第 4 号

(設置)

第1条 魚沼市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、市内に住所を有する中学校生徒の地域スポーツクラブ及び地域文化クラブ(以下「地域クラブ」という。)活動に関し、今後の在り方並びに起こり得る諸問題について協議及び検討するため、魚沼市地域クラブ活動推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討し、今後の地域クラブ活動の在り方について提言するものとする。

- (1) 関係者の合意形成に関すること。
- (2) 事業の実施方針の決定に関すること。
- (3) 地域クラブ活動における実践の共有や検証に関すること。
- (4) 域内への普及方法の検討に関すること。
- (5) その他、地域クラブ活動を取り巻く環境整備に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 魚沼市スポーツ協会会長及び事務局長
- (2) 魚沼市文化協会会長
- (3) 魚沼市内スポーツ関連団体代表
- (4) 魚沼市スポーツ少年団指導者代表
- (5) 魚沼市中学校体育連盟会長及び事務局の職にある教諭
- (6) 中越地区吹奏楽連盟加盟団体市内代表
- (7) 魚沼市 P T A 連絡協議会代表
- (8) 魚沼市教育委員会教育長

2 委員会は、前項に定めるもののほか、専門的な見地からの意見を求めるため、アドバイザーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の委嘱後、最初に行われる会議の招集は、教育長が行う。

2 教育委員会は、地域クラブ活動に関して協議する必要がある事項が発生したときは、委員長に対し、協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

(魚沼市部活動検討委員会設置要綱の廃止)

2 魚沼市部活動検討委員会設置要綱(令和2年魚沼市教育委員会告示第2号)は、廃止する。